

重 要

平成 28 年 4 月 22 日

会員各位



荒井商事株式会社

アライオートオークション仙台(株)  
アライオートオークショングループ

## 運営変更および規約の新設・改定のご案内

拝啓 陽春の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループでは、トラック・バス車両を対象に、現在の車両検査基準に変わり新たな内容での車両検査基準を導入した運営を開始致します。また、運営変更以外におきましても、規約においての新設および改定をさせていただきます。尚、今回の運営変更および規約の新設・改定につきましては、平成28年6月10日より下記の通り変更させていただきます。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できるよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますが、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

平成 28 年 6 月 10 日

内 容

規約変更並びに運営変更

### 1. <規約変更> 第六章 手数料、第 25 条(手 数 料)アライ AA 小山 建機オークション手数料の改定

<<現在>>

アライ AA 小山 建機オークション手数料

料金区分	出品料	成約料	落札料
ミニミニ	8,000 円	12,000 円	10,000 円
ミニ	12,000 円	18,000 円	15,000 円
小型	15,000 円	25,000 円	20,000 円
中型	20,000 円	30,000 円	25,000 円
大型	30,000 円	50,000 円	30,000 円

超大型	50,000 円	50,000 円	50,000 円
超超大型	100,000 円	100,000 円	100,000 円
当日出品			
記念AA			
商談手数料	上記同額		上記に 5,000 円プラス
逆商談手数料	上記同額		

《改定後》

アライ AA 小山 建機オークション手数料

料金区分	出品料	成約料	落札料		
			ライブプレミアム会 員	ライブレギュラー会 員	
ミニミニ	8,000 円	12,000 円	10,000 円	15,000 円	18,000 円
ミニ	12,000 円	18,000 円	15,000 円	20,000 円	23,000 円
小型	15,000 円	25,000 円	20,000 円	25,000 円	28,000 円
中型	20,000 円	30,000 円	25,000 円	30,000 円	33,000 円
大型	30,000 円	50,000 円	30,000 円	35,000 円	38,000 円
超大型	50,000 円	50,000 円	50,000 円	55,000 円	58,000 円
超超大型	100,000 円	100,000 円	100,000 円	105,000 円	108,000 円
当日出品					
記念AA					
商談手数料	上記同額		上記に 5,000 円プラス		
逆商談手数料	上記同額				

(注 1)ライブプレミアム会員・ライブレギュラー会員で、アライ AA 未入会の場合は、出品できません。

(注 2)ライブ落札手数料に関しては、記念 AA のプラスはございません。

## 2. 《規約変更》 第十一章の〔I〕 検査規程 第3条(出品車両規定) 15項(6)の新設

(6) アライAA小山建機オークションでは、出品機が海外使用機の場合、またはアライAA判断により海外使用機の疑いがある機械に関しては出品を認めないものとします。

## 3. 《規約変更》 第十一章の〔I〕 検査規程 第6条(品質基準) 1項(7)の改定

《現在》

(7) 上記(1)項から(6)項までについて交換または修正・補修した状態が事故に起因したものである疑いのあるもの(別途細目内規で定めることとします)。

但し、トラックにおける修復基準はトラック検査基準表に準じます。

《改定後》

(7) 上記(1)項から(6)項までについて交換または修正・補修した状態が事故に起因したものである疑いのあるもの(別途細目内規で定めることとします)。

但し、トラック・バスにおける修復基準はトラック・バス検査基準表に準じます。

#### 4. 《規約変更》 第十一章の〔I〕 検査規程 第7条(出品車検査基準) の改定

##### 1:アライAA 軽自動車・小型自動車・普通自動車 検査基準表「0点」内容の改定

アライAA 軽自動車・小型自動車・普通自動車 検査基準表

《現在》

0点	現状車両・特殊車両等・検査基準に該当しない車両	D 評価 以上
----	-------------------------	------------

《改定後》

0点	現状車両・特殊車両等・検査基準に該当しない車両 エンジン・トランスミッションの不具合大車両 走行危険(不可)車両・不動車両	D 評価 以上
----	---	------------

##### 2:アライAA 軽自動車・小型自動車・普通自動車 検査基準表「R点」内容の改定

《現在》

R点	修復車両(骨格部位に交換が無く修復が軽微なもの、骨格部位の損傷・改造、加工等) 補修記号【RA点】を用いる	D 評価 以上
	修復車両(骨格部位の交換・修復が軽微でないもの、骨格部位の損傷・改造、加工等) 補修記号【RB点】を用いる	D 評価 以上

《改定後》

R点	RA点: 修復車両(骨格部位に交換が無く修復が軽微なもの、骨格部位の損傷・改造、加工等)	D 評価 以上
	RB点: 修復車両(骨格部位の交換・修復が軽微でないもの、骨格部位の損傷・改造、加工等)	
	R1点: 修復車両でかつ、瑕疵車両(冠水・消火剤散布車両)と重複した場合の車両	

### 3:アライAAトラック 検査基準表の改定

《現在》

#### アライAAトラック 検査基準表

※アライAAの定めるトラックとは、フレーム付車(キャビン交換可能なもの)であることとします。

評価点	内 容	内装評価
S点	内外装ともに新車の状態に等しいもの ・初年度登録より6ヶ月まで ・走行 15,000kmまで	A 評価
6点	商品状態が良好なもの ・初年度登録より12ヶ月まで ・走行 30,000kmまで	B 評価 以上
5点	内外装共に軽微な加修で済むもの。 6点評価に近いもの。 ・中Ⅰまで、50,000kmまで ・中Ⅱ以上、100,000kmまで	B 評価 以上
4.5点	中古の上物を装着したもので商品状態が良好なもの ・初年度登録より36ヶ月まで	C 評価 以上
4点	キャブ交換(新車3年未満で交換)で良好なもの。 ボディー各部の曲り、捻れ、凹みが少なく、荷台の状態が良好なもの。	C 評価 以上
3.5点	走行不明(＃)車両・メーター改ざん(*)車両。 キャブ交換(新車3年以降で交換)で良好なもの。 キャブフロントピラー、フロントパネル、インナーパネル修正・交換が良好なもので、 4点評価に近いもの。	C 評価 以上
3点	外装の仕上げが良好でないもの(外装の仕上げをしていないもの)。 キャブフロントインナーパネル及びフロントパネル交換でフロアの修正が良好なもの。 キャブリアコーナーパネル及びバックパネルの修正・交換が良好なもの。 ボディー床板及び床鉄板の部分修正がきくもの。	D 評価 以上
2点	キャブフロア、ルーフの修正が良好でないもの。 キャブ・ボディー・フレームに錆が多いもの。 ボディ鳥居・煽りの曲り大・ボディー捻れ大・ダンプ前立曲がり大。 機関・電装系の機能不具合が大きいもの。	D 評価 以上
1点	内外装が粗悪なもの・フレームの錆大。 ・冠水・消火剤散布車両	D 評価 以上
0点	現状車両・特殊車両等、検査基準に該当しない車両。 フレーム腐食穴・ボディー交換を要するものでアライAAの判断によるもの。	D 評価 以上
R点	修復車両(修復が軽微なもの、骨格部位の損傷・改造、加工等) 補助記号【RA点】を用いる	D 評価 以上
	修復車両(修復が軽微でないもの、骨格部位の損傷・改造、加工等) 補助記号【RB点】を用いる	D 評価 以上

※修復としない所

キャブフロアー・ピラー・フロントパネル及びインナー・ルーフ・バックパネルの修正、交換、曲り。

ボディ、サブフレームの曲がり(亀裂は修復としない。但し、状態によりアライAA判断とする)。

牽引等による第一メンバーフック部分の曲がり(表示し評価点を入れる)。

キャビン交換の申告がある合。

【補足】

- ・出品者によるキャビン交換の申告が無い車両が検査時に発覚した場合、修復車両とみなす。
- ・出品者による職権打刻の申告及び打刻理由の申告が無い車両が検査時に発覚した場合、修復車両とみなす
- ・修復車両で且つ、瑕疵車両(冠水・消火剤散布車両)と重複した場合の車両を修復車両評価点【R点】と瑕疵車両評価点【1点】を連動し、《R1点》とする。
- ・検査基準内容に示す評価点はあくまでも上限評価とする。
- ・5点評価内容枠内の中Ⅰ・中Ⅱ区分はトラック車両区分表に準ずる。

《改定後》

アライAA トラック・バス 検査基準表

※アライAAの定めるトラックとは、フレーム付車(キャビン交換可能なもの)であることとします。

※アライAA トラック・バス 検査基準を適用する車両とは、第十一章の〔Ⅰ〕検査規程、第3条(出品車両規定)17項の車両区分表で区分する「中型Ⅰ」以上のトラック形状車両及びバスを対象とします。

評価点	内容
5点	内外装の状態が良好で、無修正に近く良好なもの 上物(ボディ)に、多少の使用感があるもの 中Ⅰ：走行 50,000kmまで 中Ⅱ・大型・特大：走行 100,000kmまで
4点	外装に多少の凹み、傷、钣金修理跡があるが修正せずに十分使用可能なもの 上物(ボディ)各部に、曲り、捻れ、凹みが少なく、状態が良好なもの 中Ⅰ：走行 200,000kmまで 中Ⅱ：走行 500,000kmまで 大型・特大：走行 800,000kmまで
3点	通常摩耗などがあり、修理・修正を必要とするもの 目立つ錆、腐食があるもの エンジン・トランスミッションに不具合があるもの フレーム・クロスメンバーに歪があるもの(歪大は評価0点) フロントパネル・キャブバックパネルの交換 上物(ボディ)に瑕疵があるもの(ボディ取付けに不具合のあるもの) キャブフロアーより下位置に歪・修正・交換があるもの 走行不明(＃)車両、メーター改ざん(*)車両
2点	車両状態が悪く、商品価値の低いもの

1点	冠水・消火剤散布車両などの瑕疵車両 粗悪車両 フレーム・クロスメンバーに亀裂・腐食穴があるもの キャブ・上物(ボディ)の腐食穴大
0点	現状車両等、検査基準に該当しない車両 エンジン・トランスミッションの不具合大車両 走行危険(不可)車両・不動車両
R点	R点: 修復車両(骨格部位の損傷・改造・加工等)
	R1点: 修復車両でかつ、瑕疵車両(冠水・消火剤散布車両)と重複した場合の車両
	R2点: 修復車両であり、車両状態が悪く、钣金・修理等の必要な箇所が多数あり、 商品価値の低いもの

アライAAで定めるトラック・バス修復車両とは、下記車両とします。

- ① キャブ交換。
- ② キャブルーフパネルの交換。
- ③ キャブサイドパネルの交換。
- ④ キャブフロント・リアピラーの歪・修正・交換(外部露出部分の損傷及び修正は修復としない)。
- ⑤ キャブフロアーの歪・修正・交換(フロアーメンバーも同様)。
- ⑥ キャブフロントインナーパネルの歪・修正・交換(ボンネットタイプの内側部分)。
- ⑦ メインフレームの修正、クロスメンバーの修正・交換。
- ⑧ バスの修復については、上記①～⑦項に記載する内容と同様の基準とする。

※④・⑤については、腐食穴・亀裂が有る場合は修復とする。

※検査基準内容に示す評価点はあくまでも上限評価とする。

## 5. <規約変更> 第十一章の〔II〕 裁定(クレーム)規程 第3条(処理基準)40項(1)の改定

<現行>

- (1) 走行距離及び稼働時間  
・本条 39 項(2)号に準じて処理を行うものとします。

<改定後>

- (1) 出品申込みについての記載漏れ  
・アライAA規約 第七章 出品 第27条(出品の申込み)1項にてアライAA判断により該当すると見做した場合はクレーム対象とします。

## 6. <規約変更> 第十一章の〔II〕 裁定(クレーム)規程 第3条(処理基準)40項(3)の新設

<新設>

- (3) 成約後の重大な瑕疵  
・成約機が重大な瑕疵により自走不可とアライAAが判断した場合はクレーム対象とします。

## 7. <規約変更> 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第5条(非クレーム対象)1項の改定

### <現行>

- 1 落札者が落札車両を再販売(小売・業販)したとき、または、他のオークションでセリにかけたとき(但し、違法車両・瑕疵車両及び書類上でしか判明出来ない場合は除く)。

### <改定後>

- 1 落札者が落札車両を再販売(小売・業販)したとき、またはオークションでセリにかけたとき(但し、違法車両・瑕疵車両及び書類上でしか判明出来ない場合は除く)。

## 8. <規約変更> 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第5条(非クレーム対象)18項の改定

### <現行>

- 18 アライAA小山建機オークションに出品する出品物並びに建設機械及び産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)の出品物で、物品に区分される出品物(クレーン単体及びクレーン単体に付属するラジコン・リモコン(後日送付の場合も含む)は除く)は非クレームとします。  
但し、走行距離及び稼働時間に改ざん歴が発覚した場合、「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」に記載の項目に違反する場合は、クレームの対象とします。

### <改定後>

- 18 建設機械及び産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)の出品物で、物品に区分される出品物(クレーン単体及びクレーン単体に付属するラジコン・リモコン(後日送付の場合も含む)は除く)は非クレームとします。  
但し、走行距離及び稼働時間に改ざん歴が発覚した場合、「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」に記載の項目に違反する場合は、クレームの対象とします。

## 9. <規約変更> 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第5条(非クレーム対象)19項の新設

- 19 アライAA小山建機オークションに出品する出品物。  
但し、第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第3条(処理基準)の40項に該当する場合はクレームの対象とします。

**10. <規約変更> 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則)  
トラック専用 細目事項「修復」②キャビン交換の改定**

《現行》

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備 考
		中 I	中 II	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
修復	②キャビン交換	5日	5日	5日	5日	5日	—	自己申告がない場合には修復車両とします。修正で評価点 1.5 以上の差が生じたものはクレームとなります

《改定後》

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備 考
		中 I	中 II	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
修復	②キャビン交換	5日	5日	5日	5日	5日	5日	

**11. <運営変更> 「事故現状車両」並びに「現状車両」に関する検査運営の変更と統一**

1:「事故現状車両」の運営について

- (1).事故現状車両については、車両検査の実施は致しません。
- (2).評価点につきましては、下記の評価と致します。
  - ①乗用形状車両 ⇒ 総合評価「0点」評価 内装、外装評価「無し点」
  - ②トラック形状車両 ⇒ 総合評価「0点」評価 内装評価「無し点」
- (3).出品票の走行距離数申告記載に於いて、未記入の場合もしくは一部未記入の場合には、走行不明「#」車両とさせていただきます。
- (4).出品車両がバッテリー上がりの場合、弊社でのエンジン始動行為は実施致しません。

2:「現状車両」の運営について

- (1).現状車両については、車両検査を実施致します。
- (2).評価点につきましては、下記の評価点と致します。
  - ①乗用形状車両 ⇒ 総合評価「0点」評価 内装、外装評価は付与
  - ②トラック形状車両 ⇒ 総合評価「0点」評価 内装評価点は付与

以上